

専門人材確保のための町村支援に関する要望

山 梨 県 町 村 会

専門人材確保のための町村支援に関する要望

少子高齢・人口減少社会が進行する中、生活様式や価値観の多様化、デジタル社会の進展等、複雑多様化する行政課題に対応するためには、住民に一番身近な自治体となる町村における「人財」の育成・確保が不可欠です。

特に、労働力人口の減少に伴い、行政・民間を問わない全国的な人材獲得競争が見込まれる中、医師をはじめ保健師や保育士、建築土木の技術職、デジタル人材等の専門人材の確保は、全国各自治体にとって喫緊の課題です。とりわけ県内町村の多くは、地理的要因等による人材の偏在性の問題も加わり、採用試験を実施しても受験応募のないことが常態化しており、現にこれら専門職員が不足している状態です。

昨年 12 月、総務省が示した地方自治体が定める人材育成の基本方針の参考となる人材育成・確保の検討事項等に関する指針(人材育成・確保基本方針策定指針)においては、有識者研究会報告書や地方制度調査会答申を踏まえ、単独町村による確保のみならず、県が専門人材の確保を支援することや職員採用活動に対する県の協力、県主導による共同採用方式の活用等の検討等が挙げられています。

国においては、この指針を踏まえた新たな地方財政措置として、令和 2 年度から技術職員が不足する市町村へ支援業務のため増員配置した技術職員に対する交付税措置、令和 5 年度からのデジタル人材確保に向けた特別交付税措置と合わせ、令和 6 年度から地方自治法上の連携協約を締結した県及び市町村に対し、その確保・派遣した専門職の人件費等を特別交付税で措置することとしたところです。

つきましては、町村の事務事業に必要な専門職員を確保し、インフラ基盤の維持管理、こども・子育て支援の向上、健康で安全な住民福祉の増進等が図られるよう、次の事項について県の支援を要望します。

- 1 県において専門人材を確保し町村へ派遣・配置することができるよう財源を確保し、地方自治法で定める「連携協約の締結」及び「職員派遣の協議」について協力及び支援すること。
- 2 県において土木職等の技術職員を確保し、町村へ派遣することができるよう技術職員確保計画の策定や財源確保を図り、必要とする町村に配置すること。
- 3 県においてデジタル人材を確保し町村へ派遣する等、町村におけるデジタル化推進の取組を支援すること。
- 4 町村で不足している土木職、保健師、保育士、社会福祉士等を任用・配置することができるよう職員採用活動（広報、募集、試験等）に対し協力及び支援すること。
また、専門職員を必要とする町村に派遣・配置することができるよう県主導による共同採用方式の活用等についても検討すること。
なお、内閣府の地方創生人材支援制度に準じた外部人材の確保・派遣や広域での共同活用に向けて検討すること。

令和6年5月21日

山梨県知事 長 崎 幸太郎 殿

山 梨 県 町 村 会
会 長 長 田 富 也